

仮迫区住民説明会 公害防止協定書のご説明

2026年7月2日

1	公害防止協定とは(目的)
2	協定の当事者と対象となる施設
3	事業者の基本的な約束
4	受け入れるごみの種類
5	環境を見守るしくみ(測定・監視)
6	守るべき環境基準
7	交通安全の対策
8	事故・緊急時の対応と補償
9	情報公開と住民参加(皆さまの権利)
10	協定の運用(廃止後・変更・期間)

協定のねらい(第1条)

最終処分場の運営にともなう公害を未然に防ぎ、地域の良好な生活環境を守るための「**約束ごと**」です。住民の皆さまと事業者がたがいに理解を深め、協調・信頼関係を強くすることを目的としています。

この協定で大切にしている3つの考え方

未然防止

公害が起きてから対応するのではなく、起きないように先回りして防ぎます。

生活環境の保全

大気・水・土壌・騒音・振動・におい。暮らしの環境をまもります。

協調と信頼

町と事業者、住民が話し合いを重ね、信頼関係を築きます。

※「甲」=地区・漁協・美郷町 / 「乙」=日向東臼杵広域連合(処分場の設置・管理者)

だれとだれの約束か(当事者)

甲(こう)

花水流区／仮迫区／耳川漁業協同組合／
美郷町

乙(おつ)

日向東臼杵広域連合(処分場の設置・管理
者)

対象となる施設(第2条 定義)

美郷町西郷田代地内に設置する最終処分場と、これに付随するすべての施設が対象です。

埋立地

遮水・集排水設備

浸出水処理施設

場内道路

防災調整池

ガス抜き設備

管理に係る施設

観測井 ほか

これらの施設すべてで、公害防止と適切な管理が求められます。

公害を防ぐための基本的事項(第3条)

廃棄物を適正に処理し、次の公害を防止します(信義則に従い誠実に履行)。

- ・ 大気汚染 ・ 水質汚濁 ・ 土壌汚染
- ・ 騒音 ・ 振動 ・ 悪臭 など

守る法令と、いざという時の備え

関係法令の遵守

廃棄物処理法(廃掃法)や技術上の基準を定める省令などを守ります。

環境基準の達成

環境基本法にもとづく環境基準が達成・維持されるよう努めます。

事故対応マニュアル

公害・災害を未然に防ぐため事故対応マニュアルを策定します。

万全の措置

整備中・稼働中・埋立終了後を問わず、公害や災害には自己の責任で対応します。

埋め立てるのは「決められた一般廃棄物」だけ(第4条)

受け入れるごみは **別表1(受入基準)**に適合する**一般廃棄物**に限られます。基本は **広域連合の管内で出たごみ**です。

種類	おもな内容・条件
焼却灰	ごみを燃やしたあとの灰
不燃系処理残渣	燃やせないごみを処理したあとの残り
浸出水処理施設からの汚泥	処分場の排水処理で生じる汚泥
土砂・がれき類	事業活動によらないもの／分別後の災害がれき など

住民の皆さまへの安心ポイント

- ・受け入れるごみの種類は協定で明確に限定されています。
- ・有害な「特別管理一般廃棄物」は受け入れません。

定期的に測り、結果を確認します(第5条 維持管理)

計画的な測定

別表2のモニタリング計画にもとづき、定期的に検査します。

事業者の費用負担

自主測定の費用は事業者(乙)が負担します。

第三者機関に委託

測定は中立な第三者の試験機関に委託します。

住民の立会い

事前通知のうえ、皆さま(甲)が測定に立ち会えます。

測定の期間 供用開始後2年間を基本とし、管理目標を超えず上昇傾向もない場合に継続を甲乙で協議します。

※ 測定する項目:地下水・放流水・河川水・粉じん・悪臭・騒音・振動(次ページ)

項目ごとに基準を定めて守ります(第6条)

項目	基準のよりどころ（根拠）	区分
地下水の水質	技術上の基準を定める省令／ダイオキシン類は環境基準	別表3
放流水の水質	技術上の基準を定める省令／ダイオキシン類は環境基準	別表4
河川水	環境基本法（公共用水域・河川A類型）	別表5
粉じん	建築物衛生法の維持管理基準	別表6
悪臭	宮崎県告示（令和3年・第308号）住商（A）	別表7
騒音	自動車騒音の要請限度 b（2車線以上）	別表8
振動	道路交通振動の要請限度 2種	別表9

基準を超えたら？ 基準値や管理目標値を超えた場合は、第15条(緊急時の措置)にもとづき、すみやかに必要な対応をとります。

■ 搬入車両による生活への影響をおさえます(第8条)

受入時間

平日 8:30~17:00

1日の最大搬入台数

10台まで

通行経路

原則 国道327号 → 町道 小川吐・尾沢線

速度

制限速度を遵守

ルールを守るための取り決め

- ・場外での待機、路上での荷下ろしは禁止します。
- ・違反があった場合は直ちに是正し、甲(地区・町)へ報告します。

緊急時の措置(第15条)

事故などで環境に支障が生じる恐れがあるときは、直ちに操業を停止し、必要な措置をとり、町へ報告します。再開時は原因究明と再発防止を行います。

機能の回復(第14条)

施設に不具合が生じ、または行政から改善指導を受けたときは、すみやかに報告し、直ちに機能を回復します。

補償(第16条)

操業が原因で周辺住民の身体や財産に損害を与えたときは、その損害を補償します(天災など事業者の責によらない場合等を除く)。

協定違反時の措置(第17条)

協定に違反したときは、町は改善と報告を求め、必要に応じて違反が解消されるまでの操業停止を求めることができます。

情報公開(第11条)

維持管理の状況や検査結果をホームページで公開し、事務所でも閲覧できます。測定の前データは廃止後5年間保存・公開します。

連絡協議会(第12条)

皆さまの意見を反映するため、甲・乙で構成する協議会を年1回以上開催。原則公開で、議事録も公開します。

立入(第10条)

町(甲)は必要と認めたとき、乙の立会いのもと処分場に立ち入り、資料の閲覧や試料の提供を求めることができます。

苦情への対応(第13条)

住民の皆さまから苦情があったときは、事業者が誠意をもって対応します。

廃止後の管理(第7条)

埋立終了後も、法律にもとづき廃止基準を満たすまで適切に維持管理。跡地利用は町と協議し、廃止届の6か月前までに計画を提示します。

教育・指導(第9条)

従業員や委託先に対し、法令と協定の遵守について定期的に教育・指導を行います。

重要な変更(第18条)

受け入れるごみの種類・処理方法・設備・埋立期間などを変えるときは、事前に町と協議します。

地位の承継(第19条)

操業を第三者に委託したり引き継がせる場合は、町の事前同意が必要です。義務も引き継がせます。

有効期間(第20条)

申し出がなければ自動更新。終了後も、廃止後管理・情報公開・緊急時の措置・補償などの規定は引き続き有効です。

- 公害を未然に防ぎ、皆さまの生活環境を守るための約束です。
- 受け入れるごみは限定され、有害なごみは受け入れません。
- 環境は定期的に測定・監視し、結果は公開されます。
- 搬入車両には時間・台数・経路のルールがあります。
- 事故や違反には停止・補償・改善などの取り決めがあります。
- 協議会・情報公開・苦情対応など、皆さまが関われるしくみがあります。